

会員各位

熊本市歯科医師会
(社保委員会扱い)

九州厚生局による令和4年度診療報酬改定説明会(集団指導)について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年度の九州厚生局と熊本県歯科医師会共催による、対面式の診療報酬改定説明会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりました。

しかし先月、九州厚生局から、説明会(集団指導)実施のハガキが送付されています。

- ・九州厚生局ホームページのYouTube動画の視聴と、説明資料を読むことにより、集団指導の開催に代える。
- ・視聴・資料を読んだことの報告は不要
- ・対象者：開設者・管理者・管理薬剤師・事務担当者
- ・令和4年3月15日(火)(予定)以降、いつでも視聴可能

健康保険法第73条等の規程による説明会(集団指導)は、療養担当規則等の理解を深めるために受講義務となっております。詳細につきましては、九州厚生局からお手元に届いていますハガキを熟読ください。

なお、熊本市歯科医師会では令和4年5月に、熊本県歯科医師会共催で点数改定説明会を開催いたします。同封の案内文書「令和4年度点数改定説明会のご案内」をご確認ください。

【九州厚生局 令和4年度診療報酬改定説明会(集団指導)について】

九州厚生局ホームページ (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/index.html>)

> 青色の [令和4年度診療報酬改定](#) (集団指導(eラーニング)ではありません)

※ インターネット環境がない先生、ハガキに関するお問い合わせは、九州厚生局
(TEL:096-284-8001) へご連絡ください。